

磐田市最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する一般競争入札及び指名競争入札による工事又は製造の請負（以下「工事等」という。）の契約を締結する場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事等)

第2条 この要領の対象となる工事等は、磐田市低入札価格調査制度実施要綱（平成22年磐田市告示第37号）の適用を受けないものとする。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 最低制限価格は、当該工事等に係る予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税を除いて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じた額に満たない場合にあつては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額（土木一式工事にあつては現場管理費の額、建築一式工事にあつては現場経費の額）に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、最低制限価格を予定価格に10分の7.5以上で適宜の割合に乗じて得た額とすることができる。

3 前2項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に、最低制限価格に消費税及び地方消費税を加えて得た金額を「最低制限価格入札書比較価格 ○○円」と記載する。

(入札参加者への周知)

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、公告等の際に、最低制限価格を設定している旨を、落札決定に当たっては予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする旨を明示するものとする。

(開札処理)

第5条 入札の結果、最低制限価格を下回る価格で入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者とし、当該入札者に対して地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により落札者とし、旨通知するものとする。

(入札経過の整理)

第6条 前条の決定を行った場合、入札結果表に当該入札をした者を失格と決定した旨記載するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。